

児童虐待防止に関する連携協定書

所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市は、これまで近隣自治体として、様々な場面で連携しながら児童虐待防止に取り組んできたところであるが、今般の重篤化する児童虐待の現状を鑑み、警察と児童相談所間の連携が進む中、子どもたちの明るい未来を守るため、所沢市長、飯能市長、狭山市長、入間市長及び日高市長は、次のとおり協定を締結するものである。

(趣旨)

第1条 この協定は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市（以下「協定市」という。）における児童虐待防止に関する連携について、必要な事項を定めるものとする。

(連携の内容)

第2条 連携の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法に定める要保護児童対策地域協議会の支援対象である、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦が、協定市間において転入・転出等を行った際は、切れ目のない見守り体制の構築と支援を行うため、書面での引き継ぎに加え、緊急性が高い場合には対面引継ぎを行うとともに、必要に応じて同行訪問や個別ケース検討会議への出席など、最適な方法で情報提供・情報共有を行う。
- (2) 協定市間において職員等のスキルアップと更なる連携強化を図るため、児童虐待防止に関する研修会等を相互に活用するとともに、協議や意見交換を行う。
- (3) 協定市で協力して、児童虐待防止の啓発活動を実施するとともに、必要に応じて、関係機関へ児童虐待防止対策等の要望を行う。

(協議)

第3条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

(施行)

第4条 この協定は、平成31年1月18日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、それぞれの市長が署名のうえ、各市1通を保有する。

平成31年1月18日

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市

所沢市長

藤本正人

飯能市大字双柳1番地の1

飯能市

飯能市長

大久保勝

狭山市入間川一丁目23番5号

狭山市

狭山市長

小谷野剛

入間市豊岡一丁目16番1号

入間市

入間市長

田中龍夫

日高市大字南平沢1020番地

日高市

日高市長

谷ヶ崎照雄